

2025年3月末でご退職 予定の組合員の皆様へ

ご退職に伴い、お手続きが必要な場合があります。

ご退職後の組合員資格について下記をご確認
いただき、ご意向をお知らせくださいますようよろしく
お願いいたします。

2025年3月末時点で満61歳を迎える組合員の方へは、
2025年1月中旬、ご所属宛てにお届けする個別のご案内を
ご確認ください、専用お申し込みフォーム（ご案内に記載）
よりご意向をお知らせください。



◆◆◆ ご退職時の手続きについて ◆◆◆

1. 61歳でご退職された後も、学校職域で勤務する方

- ・ご退職後4月以降も学校に勤務される場合は、勤務時間等の状況に係わらず、現職の組合員として引き続き学校生協をご利用いただけます。
- ・原則として、手続きは必要ありません。手続きが必要となる方へは、2025年4月中旬以降ご案内をさせていただきます。

2. 早期退職などで、学校職域を完全にご退職される方 ※ご退職時の年齢に係わりません

手続きが
必要です

ご退職後の組合員資格につきましては、「継続加入組合員」または「脱退」のいずれかをお選びください。

- ・「継続加入組合員」については、「3. 継続加入組合員について」をご参照ください。
- ・「脱退」については、「4. 脱退について」をご参照ください。

3. 継続加入組合員について

手続きが
必要です

学校生協では、ご退職後も現職中のメリット（一部を除く）を継承する継続加入組合員制度を実施しております。

ご退職後は「継続加入組合員」として、引き続き学校生協をご利用いただけます。

- ・ご退職後も学校生協に継続してご加入いただくことで、「継続加入組合員」として、引き続き共同購入、指定店・提携店、ガソリン、保険（一部を除く）等、学校生協をご利用いただけます。ご退職後も学校生協の利用を希望する方は「継続加入組合員」をおすすめいたします。
- ・継続加入組合員を希望する方は、申し込み書類をお送りさせていただきますので、学校生協へ「継続加入組合員希望」のご連絡をお願いいたします。なお、お手続きに際し、費用は一切かかりません。現在お預かりしている出資金は、引き続きお預かりいたします。

- ・継続加入組合員の詳細につきましては、「退職者の組合員資格任意継続に関する規程」および「退職者の組合員資格任意継続に関する取り扱い要領」をご参照ください。

◆退職者の組合員資格任意継続に関する規程

- ・栃木県学校生活協同組合定款に基づき、栃木県学校生協の継続加入について定めたものです。

▼ 規程



◆退職者の組合員資格任意継続に関する取り扱い要領

- ・退職者の組合員資格任意継続に関する規程に基づき、組合員資格に関する事項および利用に関する事項に関して、具体的な取り扱いを定めたものです。
- ・要領は、組合員資格、供給およびサービス事業、保険共済事業の3つに細分化しております。

▼ 組合員資格



▼ 供給およびサービス事業



▼ 保険共済事業



4. 脱退について

手続きが
必要です

ご退職後は学校生協を利用されない方は、学校生協を脱退（出資金返還）する手続きが必要となります。

- ・ ご退職時に脱退する方は、ご退職後は学校生協をご利用できなくなります。保険や「D C ビジネスゴールドカード」等のご利用がある場合は、「脱退」ではなく、「継続加入組合員」の手続きが必要となりますのでご注意ください。
- ・ ご退職後は脱退を希望する方は、脱退（出資金返還）の申し込み書をお送りさせていただきますので、学校生協へ「脱退希望」のご連絡をお願いいたします。
- ・ お預かりしている出資金のご返還時期は、例年8月末頃となります。

◆ご退職時の手続きに関するお問い合わせ先

TEL

学校生協 フリーダイヤルTEL：0120-65-3324
月曜日～金曜日（祝日を除く）8時30分～17時00分

◇組合員資格（継続加入組合員、脱退 等）について・・・管理課

◇ご利用中の保険等について・・・・・・・・・・・・・保険共済課

Web

お問い合わせフォームよりご入力ください。



◀◀ お問い合わせフォームはこちら

2024年12月
栃木県学校生活協同組合